

## 指定基準自己点検シート（看護小規模多機能型居宅介護）

記入年月日	年	月	日
法人名			
施設・事業所名			
連絡先	(TEL)		
記入責任者	(職名)	(氏名)	
人権擁護・虐待防止の担当者	(職名)	(氏名)	
感染対策担当者	(職名)	(氏名)	
防火管理者	(職名)	(氏名)	

登録定員 (人)	利用者数 (人)※1	利用者数の内訳		サービス内容別	利用定員(人)	平均利用者数 (人)※3
		在宅(人)	在宅以外 (人)※2			
				通いサービス		
				宿泊サービス		
				訪問サービス(介護)	/	
				訪問サービス(看護)		

※1 指定基準自己点検シート提出月の利用登録者数を記載してください。

※2 自宅居住者以外は全て該当(有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、軽費老人ホーム、生活支援ハウス等)

※3 指定基準自己点検シート提出月の前月の1日当たりの平均利用者数を記載してください。

			避難確保計画の作成	
災害想定区域	洪水浸水想定区域 ( 該当 ・ 非該当 )		有	無
	高潮浸水想定区域 ( 該当 ・ 非該当 )		有	無
	土砂災害警戒区域 ( 該当 ・ 非該当 )		有	無

※災害想定区域に該当している場合は、避難確保計画の作成(有無)についても記載してください。

### <記載にあたっての留意事項>

- (1) 複数の職員で検討のうえ点検してください。
- (2) 記入される時点での状況について、各項目の点検事項に記載されている内容について満たされていれば「はい」に、そうでなければ「いいえ」に☑をしてください。  
なお、該当するものがなければ非該当に☑をしてください。
- (3) 点検事項ごとに根拠法令を記載していますので、参考にしてください。

### <根拠法令>

根拠法令の表記については、以下のとおり略しています。

- 「法」 → 介護保険法
- 「令」 → 介護保険法施行令
- 「規則」 → 介護保険法施行規則
- 「条例」 → 大分市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

点検項目	点検事項	根拠法令	点検結果										
			はい	いいえ	非該当								
<b>I 人員基準</b>													
1 従業者の員数	(1) 【夜間及び深夜の時間帯以外】  ①通いサービスの提供に当たる者をその利用者の数が3又はその端数を増すごとに常勤換算方法で1以上配置していますか。  ②訪問サービスの提供に当たる者を常勤換算方法で2以上配置していますか。  【夜間及び深夜の時間帯】 夜間及び深夜の勤務に当たる者として、夜勤1名以上及び宿直勤務にあたる者を必要数配置していますか。	条例 第194条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>								
	(2) 従業者のうち1以上の者は、常勤の保健師又は看護師ですか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>								
	(3) 常勤換算方法で2.5以上の者は、保健師、看護師又は准看護師(看護職員)ですか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>								
	(4) 通いサービス及び訪問サービスの提供に当たる従業者のうち、1以上の者は看護職員を配置していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>								
	(5) ①登録者に係る居宅サービス計画及び看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する介護支援専門員を配置していますか。  ②介護支援専門員は、定められた研修を修了していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>								
2 管理者	①管理者は常勤職員を配置していますか。  ②管理者が他の職種等を兼務している場合、兼務形態は適切ですか。  ③管理者は、3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者ですか。  ④定められた研修を修了しているもの、又は保健師若しくは看護師ですか。	条例 第195条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>								
3 代表者	①代表者は、認知症である者の介護に従事した経験を有する者もしくは保健医療サービス、福祉サービスの経営に携わった経験を有する者ですか。  ②定められた研修を修了しているもの、又は保健師若しくは看護師ですか。	条例 第196条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>								
<b>II 設備基準</b>													
1 登録定員及び 利用定員	(1) 登録定員は29人以下となっていますか。	条例 第197条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>								
	(2) 通いサービスの1日当たりの利用者数は、登録定員の2分の1から15人(登録定員が25人を超える事業所にあつては、登録定員に応じて、次に定める利用定員)までとなっていますか。  <table style="margin-left: 40px; border: none;"> <tr> <td style="padding-right: 40px;">登録定員</td> <td>利用定員</td> </tr> <tr> <td>26人又は27人</td> <td>16人</td> </tr> <tr> <td>28人</td> <td>17人</td> </tr> <tr> <td>29人</td> <td>18人</td> </tr> </table>		登録定員	利用定員	26人又は27人	16人	28人	17人	29人	18人	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	登録定員		利用定員										
26人又は27人	16人												
28人	17人												
29人	18人												
(3) 宿泊サービスの1日当たりの利用者数は、通いサービスの利用定員の3分の1から9人までとなっていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>										
2 設備及び備品 等	(1) 居間、食堂、台所、宿泊室、浴室、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備その他サービスの提供に必要な設備及び備品等を備えていますか。	条例 第198条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>								
	(2) 【居間及び食堂】  機能を十分に発揮しうる適当な広さを有していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>								

点検項目	点検事項	根拠法令	点検結果		
			はい	いいえ	非該当
	(3) 【宿泊室】 ①定員は1人となっていますか。(利用者の処遇上必要と認められる場合は、2人とすることができる。) ②床面積は、7.43㎡以上となっていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(4) 【消火設備その他非常災害に際して必要な設備】 消防法その他法令等に規定された設備は確実に設置されていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(5) 利用者の家族との交流の機会の確保及び地域住民との交流を図る観点から、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族及び地域住民との交流の機会が確保される地域にありますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<b>Ⅲ 運営基準</b>					
1 内容及び手続の説明及び同意	サービス提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、重要事項を記した文書を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得ていますか。  ※重要事項は、運営規程の概要、勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の対応等、利用申込者のサービス選択に資すると認められる事項。	条例第205条 準用第10条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2 提供拒否の禁止	正当な理由なくサービスの提供を拒んだことはありませんか。	条例第205条 準用第11条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
3 サービス提供困難時の対応	自ら適切なサービス提供が困難な場合、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他事業者等の紹介など必要な措置を速やかに取っていますか。	条例第205条 準用第12条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
4 受給資格等の確認	(1) 被保険者証によって被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめていますか。	条例第205条 準用第13条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) 被保険者証に認定審査会意見が記載されているときはその意見に配慮してサービスを提供するよう努めていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
5 要介護認定の申請に係る援助	(1) 利用申込者が要介護認定を受けていない場合、既に要介護認定の申請をしているか確認し、申請が行われていない場合は、利用申込者の意思を踏まえて速やかに申請が行われるよう必要な援助を行っていますか。	条例第205条 準用第14条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) 要介護認定の更新申請が、遅くとも要介護認定の有効期間が終了する30日前までになされるよう必要な援助を行っていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
6 心身の状況等の把握	介護支援専門員が開催するサービス担当者会議(テレビ電話装置等を活用して行う場合は、利用者等の同意を得ること。)等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めていますか。	条例第205条 準用第89条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
7 居宅サービス事業者等との連携	(1) サービスを提供するに当たっては、居宅サービス事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていますか。	条例第205条 準用第90条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) サービスを提供するに当たっては、利用者の健康管理を適切に行うため、主治医との密接な連携に努めていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(3) サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
8 身分を証する書類の携行	訪問サービスに当たるものに身分証を携行させ、初回訪問時及び求めに応じて提示するよう指導していますか。	条例第205条 準用第91条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
9 サービス提供の記録	(1) サービスを提供した際は、提供日、内容、介護サービス費の額その他必要な事項を書面に記録していますか。	条例第205条 準用第21条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) サービスを提供した際は、提供した具体的なサービス内容等を記録するとともに、利用者からの申し出があった場合には、文書等により情報を提供していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

点検項目	点検事項	根拠法令	点検結果		
			はい	いいえ	非該当
10利用料等の受領	(1) 法定代理受領サービスの場合、利用者から利用者負担分の支払を受けていますか。	条例第205条 準用第92条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) 法定代理受領サービスである場合と、そうでない場合との間に不合理な差額を設けていませんか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(3) 以下の費用に当たっては、予め利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、同意を得ていますか。 ①利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用 ②利用者の選択により通常の事業の実施地域以外で訪問サービスを提供し、それに要した交通費 ③食事の提供に要する費用 ④宿泊に要する費用 ⑤おむつ代 ⑥サービスの提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者負担とすることが適当な費用		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(4) (領収証) サービスの提供に要した費用について支払を受ける際、利用者に対し領収証を交付していますか。	法第42条の2 第9項 準用第41条 第8項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(5) (4)の領収証に保険給付の対象額とその他の費用を区分して記載し、その他の費用については個別の費用ごとに区分して記載していますか。	規則第65条の5 準用第65条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
11保険給付の請求のための証明書の交付	法定代理受領サービスに該当しないサービスに係る利用料の支払いを受けた場合は、サービス提供証明書を利用者へ交付していますか。	条例第205条 準用第23条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
12指定看護小規模多機能型居宅介護の基本取扱方針	(1) 利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行っていますか。	条例第199条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) 自らその提供するサービスの質の評価を行い、それらの結果を公表し、常にその改善を図っていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
13指定看護小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針	(1) 利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、当該利用者の居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、日常生活上の世話及び機能訓練並びに療養上の世話又は必要な診療の補助を妥当適切に行っていますか。	条例第200条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) 利用者一人一人の人格を尊重し、それぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(3) サービスの提供に当たっては、看護小規模多機能型居宅介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないよう利用者の機能訓練及び日常生活を営むのに必要な援助を行っていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(4) サービス提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項その他サービスの提供の内容等について、理解しやすいように説明又は指導を行っていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(5) サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行っていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(6) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

点検項目	点検事項	根拠法令	点検結果		
			はい	いいえ	非該当
	<p>(7) 身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じていますか。</p> <p>①身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができる）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っていますか。</p> <p>②身体的拘束等の適正化のための指針を整備していますか。</p> <p>指針には以下の事項を定めていますか。</p> <p>□事業所における身体的拘束等の適正化に関する基本的考え方</p> <p>□身体的拘束等適正化検討委員会その他事業所内の組織に関する事項</p> <p>□身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針</p> <p>□事業所内で発生した身体的拘束等の報告方法等のための方策に関する基本方針</p> <p>□身体的拘束等発生時の対応に関する基本方針</p> <p>□利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針</p> <p>□その他身体的拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針</p> <p>③従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施していますか。</p>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(8) 通いサービスの利用者が登録定員に比べて著しく少ない状態が続いていませんか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(9) 登録者が通いサービスを利用していない日においては、可能な限り、訪問サービスの提供、電話連絡による見守り等を行う等登録者の居宅における生活を支えるために適切なサービスを提供していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(10) 看護サービスの提供に当たっては、主治医との密接な連携及び看護小規模多機能型居宅介護計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復が図られるよう適切に行っていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(11) 看護サービスの提供に当たっては、医学の進歩に対応し、適切な看護技術をもってサービスを提供していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(12) 特殊な看護等は行っていないですか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
14主治の医師との関係	<p>(1) 常勤の保健師又は看護師は、主治医の指示に基づき適切な看護サービスが行われるよう必要な管理をしていますか。</p> <p>(2) 看護サービス提供の開始に際し、主治医による指示を文書で受けていますか。</p> <p>(3) 主治医に看護小規模多機能型居宅介護計画書及び看護小規模多機能型居宅介護報告書を提出し、看護サービスの提供に当たって主治医との密接な連携を図っていますか。</p> <p>(4) 病院又は診療所である場合に代えることができる、主治医の指示書、看護小規模多機能型居宅介護報告書については診療記録に記載されていますか。</p>	条例第201条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
15居宅サービス計画の作成	<p>(1) 管理者は、介護支援専門員に、登録者の居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させていますか。</p> <p>(2) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、指定居宅介護支援等基準条例に掲げる具体的取扱方針に沿って行っていますか。</p>	条例第205条 準用第95条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
16法定代理受領サービスに係る報告	毎月、市に対し、居宅サービス計画において位置付けられている指定居宅サービス等のうち法定代理受領サービスとして位置付けたものに関する情報を記載した文書（給付管理票）を提出していますか。	条例第205条 準用第96条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
17利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付	登録者が他の指定看護小規模多機能型居宅介護事業者の利用を希望する場合その他登録者からの申出があった場合には、登録者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付していますか。	条例第205条 準用第97条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

点検項目	点検事項	根拠法令	点検結果		
			はい	いいえ	非該当
18看護小規模多機能型居宅介護計画及び看護小規模多機能型居宅介護報告書の作成	(1) 管理者は、介護支援専門員に計画の作成に関する義務を、看護師等（准看護師を除く。）に看護小規模多機能型居宅介護報告書の作成に関する業務を担当させていますか。	条例第202条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) 介護支援専門員は、計画の作成に当たっては、看護師等と密接な連携を図りつつ行っていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(3) 介護支援専門員は、計画の作成に当たっては、地域における活動への参加の機会が提供されること等により、利用者の多様な活動が確保されるものとなるように努めていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(4) 介護支援専門員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した計画を作成するとともに、これを基本としつつ、利用者の日々の様態、希望等を勘案し、随時適切に通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを組み合わせた看護及び介護を行っていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(5) 介護支援専門員は、計画の内容について利用者又はその家族に説明を行い、利用者の同意を得ていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(6) 計画を利用者に交付していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(7) 介護支援専門員は、計画の作成後においても、常に計画の実施状況及び利用者の様態の変化等の把握を行い、必要に応じて計画の変更を行っていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(8) 計画の変更についても(2)～(7)に準じて行っていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(9) 看護師等は、訪問日、提供した看護内容等を記載した看護小規模多機能型居宅介護報告書を作成していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(10) 病院又は診療所である場合にあっては、代えることができる看護小規模多機能型居宅介護報告書については、診療記録に記載されていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
19介護等	(1) 利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行っていますか。	条例第205条 準用第99条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) 利用者の負担により、従業者以外の者による介護を受けさせていませんか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(3) 利用者の食事その他の家事等は、可能な限り利用者及び従業者が共同で行うよう努めていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
20社会生活上の便宜の提供等	(1) 利用者の外出の機会の確保その他の利用者の意向を踏まえた社会生活の継続のための支援に努めていますか。	条例第205条 準用第100条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) 利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行っていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(3) 常に利用者の家族との連携を図るとともに利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
21利用者に関する市への通知	<p>利用者が以下の事項に該当する場合には遅滞なく市への通知を行っていますか。</p> <p>①サービス利用に関する指示に従わないことにより要介護状態の程度を増進させたと認められる場合</p> <p>②偽りその他不正な行為により保険給付を受けた又は受けようとした場合</p>	条例第205条 準用第29条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
22緊急時等の対応	(1) 利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じていますか。	条例第203条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) 従業者が看護職員である場合にあっては、必要に応じて臨時応急の手当てを行っていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
23管理者の責務	(1) 管理者は、事業所の従業者の管理及びサービス利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っていますか。	条例第205条 準用第61条の11	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

点検項目	点検事項	根拠法令	点検結果		
			はい	いいえ	非該当
	(2) 管理者は、事業所の従業者に規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
24運営規程	以下の事項を運営規程に定めていますか。 <input type="checkbox"/> 事業の目的及び運営の方針 <input type="checkbox"/> 従業者の職種、員数及び職務内容 <input type="checkbox"/> 営業日及び営業時間 <input type="checkbox"/> 登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員 <input type="checkbox"/> サービスの内容及び利用料その他の費用の額 <input type="checkbox"/> 通常の事業の実施地域 <input type="checkbox"/> サービス利用に当たっての留意事項 <input type="checkbox"/> 緊急時等における対応方法 <input type="checkbox"/> 非常災害対策 <input type="checkbox"/> 苦情処理に関する事項 <input type="checkbox"/> 虐待防止に関する事項 <input type="checkbox"/> その他運営に関する重要事項	条例 第205条 準用第102条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
25勤務体制の確保等	(1) 利用者に対し、適切なサービスを提供できるよう事業所ごとに勤務の体制を定めていますか。	条例 第205条 準用 第61条の13	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) 当該事業所の従業者によってサービスを提供していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(3) 従業者に対し、その資質の向上のため、人権の擁護、虐待の防止、認知症介護、介護予防等に関する研修の機会を確保していますか。その際、全ての従業者に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(4) 職場において行われる性的な言動、優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
25-2業務継続計画	(1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定し、当該計画に従い必要な措置を講じていますか。	条例 第205条 準用 第33条の2	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
26定員の遵守	登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えてサービスの提供を行っていませんか。	条例 第205条 準用第103条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
27非常災害対策	(1) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、災害の態様ごとに具体的計画を立て、非常災害時における関係機関への連携体制等を整備し、定期的に従業者に周知していますか。	条例 第205条 準用第104条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) 具体的計画並びに通報及び連携体制は、事業所内に掲示し、必要に応じて内容の検証及び見直しを行っていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(3) 定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行っていますか。また、これらの訓練は、夜間（夜間想定した場合を含む。）においても行っていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(4) 地域の自主防災組織、近隣住民と連携を図り、非常災害時における利用者等の安全を確保するための協力体制を確立するよう努めていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(5) 非常災害時に他の事業所等からの職員の派遣、他の施設利用等の協力が得られるよう広域的な相互の応援体制の整備充実に努めていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
28協力医療機関等	(1) 主治医との連携を基本としつつ、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めていますか。	条例 第205条 準用第105条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

点検項目	点検事項	根拠法令	点検結果		
			はい	いいえ	非該当
	(3) サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院等との間の連携及び支援の体制を整えていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
29衛生管理等	(1) 利用者の使用する施設、食器その他の設備・飲用水について、衛生的な管理に努め又は衛生上必要な措置を講じていますか。	条例第205条 準用第61条の16	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じていますか。 ①感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催し、その結果について、従業者に周知徹底していますか。 ②感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備していますか。 ③従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
30掲示	(1) 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、勤務体制等その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示していますか。 または書面を備え付け、かつ、自由に閲覧させていますか。	条例第205条 準用第35条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) 重要事項をウェブサイトに掲載していますか。				
31秘密保持等	(1) 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者若しくは利用者であった者又はその家族の秘密を漏らしてはいませんか。	条例第205条 準用第36条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) 従業者であった者が、正当な理由なく、業務上知り得た利用者若しくは利用者であった者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう必要な措置を講じていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(3) サービス担当者会議等において、利用者、その家族の個人情報を用いる場合の同意をあらかじめ文書により得ていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
32広告	虚偽または誇大な広告をしていませんか。	条例第205条 準用第37条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
33居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止	居宅介護支援事業者又はその従業者に対して、利用者に特定の事業者によるサービスを利用させることへの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していませんか。	条例第205条 準用第38条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
34苦情処理	(1) 利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口等を設置していますか。	条例第205条 準用第39条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) 苦情の内容等を記録していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(3) 苦情に関して市又は国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合においては、指導助言に従って必要な改善を行っていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(4) 市又は国民健康保険団体連合会から求めがあった場合は、改善の内容を報告していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
35調査への協力等	利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切なサービスが行われているかどうかを確認するために市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合においては、必要な改善を行っていますか。	条例第205条 準用第106条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
36地域との連携等	(1) ①サービスの提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市職員又は地域包括支援センターの職員、サービスについて知見を有する者等により構成される運営推進会議(テレビ電話装置等を活用して行う場合は利用者等の同意を得ること。)を設置していますか。 ②運営推進会議は、おおむね2月に1回以上開催し、通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況を報告しその評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けていますか。	条例第205条 準用第61条の17	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

点検項目	点検事項	根拠法令	点検結果		
			はい	いいえ	非該当
	(2) 運営推進会議で出された報告、評価、要望、助言等についての記録を作成し、これを公表していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(3) 地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図っていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(4) 提供したサービスに関する利用者からの苦情に関して市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(5) 事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対してサービスを提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対してもサービスの提供を行うよう努めていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
37居住機能を担う併設施設等への入居	可能な限り、利用者がその居宅において生活を継続するよう支援することを前提としつつ、利用者がその他の施設へ入所等を希望した場合は、円滑にそれらの施設へ入所等が行えるよう、必要な措置を講ずるよう努めていますか。	条例第205条 準用第108条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
37-2利用者の安全等の検討委員会	利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができる。）を定期的で開催していますか。	条例第205条 準用第108条の2	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
38事故発生時の対応	(1) 事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていますか。	条例第205条 準用第41条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) 事故の状況や処置について記録していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(3) 賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行っていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
38-2虐待の防止	事業所において虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じていますか。	条例第205条 準用第41条の2	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができる。）を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) 虐待の防止のための指針を整備していますか。 指針には以下の事項を定めていますか。 □事業所における虐待の防止に関する基本的考え方 □虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項 □虐待の防止のための職員研修に関する基本方針 □虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針 □虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項 □成年後見制度の利用支援に関する事項 □虐待等に係る苦情解決方法に関する事項 □利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項 □その他虐待の防止の推進のために必要な事項		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(3) 虐待の防止のための研修を定期的実施していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(4) (1)～(3)に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
39会計の区分	他の事業の会計と区分していますか。	条例第205条 準用第42条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
40記録の整備	(1) 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備していますか。	条例第204条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) サービス提供に関する記録を整備し、その完結の日（当該サービスを提供した日）から5年間保存していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
41暴力団員等の排除	大分市暴力団排除条例に規定する暴力団員及び暴力団関係者の支配を受けていませんか。	条例第205条 準用第44条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>